

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供先21	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表6の項及び第8条
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表27の項及び第29条
②提供先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先23	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表38の項及び第40条
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先24	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表70の項及び第72条
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表116の項及び第118条
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表137の項及び第139条
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表144の項及び第146条
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表158の項及び第160条
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先29	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表11の項及び第13条
②提供先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先30	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表15の項及び第17条
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先31	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表144の項及び第146条
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度